

山口市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日
山口市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)第6条第2項の規定により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられている。

山口市においては、平地と中山間地が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、南部地域は、水稻・麦・大豆等を中心とした土地利用型大規模農業が営まれ、北部地域は、中山間地域での水稻を中心に農業が営まれている。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害と遊休農地の拡大等の多くの課題があり、担い手等への農地集積・集約化や遊休農地の解消に努める必要がある。

さらには、地域の農業が抱える課題等に対して山口市と農業者等の協議を通じて作成される「地域計画」(改正農業経営基盤強化促進法第19条第1項による)について、地域が一体となった取り組みが求められているところである。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山口市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和9年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(a)	遊休農地面積(b)	遊休農地の割合(b/a)
現 状 (令和4年3月)	8,920ha	120ha	1.3%
中間目標 (令和7年3月)	8,650ha	90ha	1.0%
目 標 (令和 10 年3月)	8,400ha	80ha	1.0%

※ (a)は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地(b)の合計面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施については、農業委員と推進委員が連携をとり実施する。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、状況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	8,800ha	3,198ha	36.3%
中間目標 (令和7年3月)	8,560ha	3,749ha	43.8%
目 標 (令和10年3月)	8,320ha	4,160ha	50.0%

※ 「山口市食料・農業・農村振興プラン」の政策目標に基づき、令和9年度末を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しについて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、積極的に参画し、議論の促進を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向と営農状況に応じた適正な規模の農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 地区協議会の充実について

農業委員と推進委員が連携をとり、地域活動の中で取り組むべき課題・目標又は諸問題の解決策等について協議し、問題意識等の共有化を図り、農地等の利用の最適化の推進に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

毎年7経営体(新規参入者取得面積7ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

山口県、山口県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(個人、法人)を把握し、必要に応じて対応する。

② 新規就農の受け入れ体制について

市、農協等と連携し、新規就農フェア等に参加するなど新規就農希望者の情報収集に努めるとともに、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、新規就農を促進する。

農業委員又は推進委員は新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3)新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。